

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

## 広島県人事委員会規則第二十号

委員長 舟 木 孝 和

### 広島県人事委員会規則第四十三号

#### 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
3	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第四条 次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）においてはその額に勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員においてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（次項において同じ。）とする。</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第四条 義務教育等教員特別手当の月額は、各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）においてはその額に勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員においてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>
2	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
1	<p>次条第一号で定める校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の各号に定める額に各号に対応する別表第一又は別表第二の備考二に掲げる額を加えた額とする。</p>	<p>（略）</p>

掲げる職員には、前項に規定する加算額は支給しない。

4 | 給与条例附則第八項又は市町立学校職員給与等条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、それを百円に切り上げた額）」とする。

第四条の二 義務教育等教員特別手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。  
 一 学級（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校の学級に限り、  
 教育法（昭和二十一年法律第二十六号  
 第八十一条に定める特別支援学級を除く。）を担任する校務  
 二 前号に掲げるもの以外の校務

別表第一 及び別表第二を次のよつてに改める。

別表第一（第四条関係）

職員 の区 分	職務の級 号	給			
		1 級	2 級	特 2 級	3 級
	1 ~ 4	1,300円	1,400円	2,800円	3,400円
	5 ~ 8	1,300	1,600	3,000	3,500
	9 ~ 12	1,400	1,700	3,200	3,600
	13 ~ 16	1,500	1,700	3,300	3,800
	17 ~ 20	1,600	1,800	3,400	3,800
定年 前再 任用	21 ~ 24	1,700	1,900	3,500	4,000
短時 間勤 務職 員以 外の 職員	25 ~ 28	1,800	2,000	3,700	4,100
	29 ~ 32	1,900	2,100	3,800	4,100
	33 ~ 36	1,900	2,200	3,900	4,200
	37 ~ 40	2,000	2,300	4,000	4,400
	41 ~ 44	2,200	2,400	4,000	4,400
	45 ~ 48	2,200	2,600	4,100	4,600
	49 ~ 52	2,300	2,800	4,400	4,700
	53 ~ 56	2,400	2,600	4,200	4,700
	57 ~ 60	2,400	3,000	4,400	4,800
	61 ~ 64	2,500	3,200	4,500	4,900
	65 ~ 68	2,600	3,300	4,700	5,000
	69 ~ 72	2,600	3,400	4,700	5,100

2 | 給与条例附則第八項又は市町立学校職員給与等条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、それを百円に切り上げた額）」とする。

73～76	2,700	3,500	4,700	5,100
77～80	2,800	3,700	4,700	5,200
81～84	2,800	3,800	4,800	5,200
85～88	2,800	3,800	5,000	
89～92	2,900	3,900	5,000	
93～96	3,000	4,000	5,000	
97～100	3,100	4,100	5,100	
101～104	3,100	4,200	5,100	
105～108	3,200	4,300	5,100	
109～112	3,200	4,400		
113～116	3,200	4,400		
117～120	3,300	4,500		
121～124	3,300	4,600		
125～128	3,300	4,700		
129～132		4,700		
133～136		4,700		
137～140		4,700		
141～144		4,700		
145～148		4,800		
149～152		4,900		
153～156		4,900		
157		4,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	2,200	2,600	3,200	3,500
				4,400

備考

- 号給欄中「1～4」等とあるのは、「1号給から4号給までの号給」等を示す。
- この表の適用を受ける教育職員のうち、第4条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員は、この表の額に3,000円を加算する。
- 前項の規定にかかわらず、第4条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員に対する加算額は、一つ又は複数の学級を複数の教育職員が担任する場合の当該教育職員に対する加算額は人事委員会が別に定める。

別表第二（第四条関係）

職員 の区 分	職務の級 号 級						
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	
	1 ~ 4	1,300円	1,700円	2,800円	4,000円	5,100円	
	5 ~ 8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200	
	9 ~ 12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300	
	13 ~ 16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400	
	17 ~ 20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500	
	21 ~ 24	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600	
	25 ~ 28	1,800	2,300	3,700	4,600		
	29 ~ 32	1,900	2,400	3,800	4,700		
	33 ~ 36	1,900	2,600	3,900	4,700		
	37 ~ 40	2,000	2,600	4,000	4,800		
	41 ~ 44	2,200	2,800	4,000	4,900		
	45 ~ 48	2,200	3,000	4,100	5,000		
	49 ~ 52	2,300	3,200	4,200	5,100		
定年 前再 任用	53 ~ 56	2,400	3,300	4,400	5,100		
	57 ~ 60	2,400	3,400	4,400	5,200		
短時 間勤	61 ~ 64	2,500	3,500	4,500	5,200		
務職 員以 外の 職員	65 ~ 68	2,600	3,700	4,700			
	69 ~ 72	2,600	3,800	4,700			
	73 ~ 76	2,700	3,800	4,700			
	77 ~ 80	2,800	3,900	4,700			
	81 ~ 84	2,800	4,000	4,800			
	85 ~ 88	2,800	4,100	5,000			
	89 ~ 92	2,900	4,200	5,000			
	93 ~ 96	3,000	4,300	5,000			
	97 ~ 100	3,100	4,400	5,100			
	101 ~ 104	3,100	4,400	5,100			
	105 ~ 108	3,200	4,500	5,100			
	109 ~ 112	3,200	4,600				
	113 ~ 116	3,200	4,700				
	117 ~ 120	3,300	4,700				
	121 ~ 124	3,300	4,700				
	125 ~ 128	3,300	4,700				
	129 ~ 132	3,400	4,700				

133～136	3,400	4,800
137～140	3,400	4,900
141～144	3,500	4,900
145～148	3,500	4,900
149～152	3,500	
153	3,500	

備考

- 1 号給欄中「1～4」等とあるのは、「1号給から4号給までの号給」等を示す。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、第4条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員は、この表の額に3,000円を加算する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条の2第1号で定める校務を分掌する教育職員のうち、一つ又は複数の学級を複数の教育職員が担任する場合の当該教育職員に対する加算額は人事委員会が別に定める。

註

①の人事費は賃金並びに賃金外手当の總額である。